

法人税の課税単位

——持株会社と連結納税制度をめぐる近年の議論を素材として——

増井良啓

一 はじめに

純粹持株会社の解禁をはじめとする企業法制の変革⁽²⁾は、租税法と密接な関係をもつ。その一例が、連結納税制度⁽³⁾の導入論である。独禁法で純粹持株会社を解禁しても、法人税法上子会社の欠損金を利用できなければ、多くの企業は純粹持株会社の設立を躊躇するのではないか。このような懸念から、連結納税制度の導入論があらためて提言された⁽⁴⁾。しかしこの導入論は現実化せず、政府税制調査会も「現段階では、その導入の是非について具体的に検討する状況に至っていない」としている⁽⁵⁾。

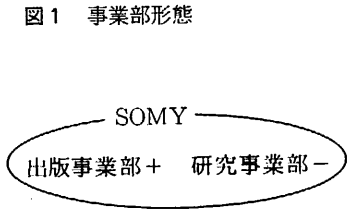
右の状況をふまえ、本稿は、持株会社と連結納税制度をめぐる近年の議論を素材として、法人税の課税単位のあり方を検討する。連結納税制度については既にかんがりの研究が蓄積されているが、従来のアプローチと比較して本稿が新しいのは、「限定的中立性」の概念を提出すること、および、「企業の理論」に着目する点である。筆者の研究プログラムとの関係では、機能的比較法⁽⁷⁾・立法政策論⁽⁸⁾・國際的側面の検討を総合し、法人税の課税単位の研究を一步すす

めるのが、本稿である。以下、二で課税単位設定の評価基準について一言し、三で法人税における欠損金の扱いを類型化したうえで、四で連結納税制度の役割を位置づける。なお、本稿では、公開会社を念頭におく。

- (1) 平成九・六・一八法八七。独禁法九条改正案の国会提出に至る経緯については、「持株会社解禁を図る独占禁止法改正案の国会提出」[商事法務一四五二頁(一九九七年)]。研究者の反応としても、経済法学会編『持株会社と独占禁止法』経済法学会年報一七号(一九九六年)、資本市場研究会編『持株会社の法的諸問題』(一九九五年)をはじめとして、多くの論考がある。
- (2) 日本の企業間システムの構造調整については、経済企画庁編『平成八年版経済白書』改革が展望を切り開く——三六〇頁(一九九六年)。
- (3) 本稿では、「連結納税制度」の用語を、「複数の法人の税額をあわせて算定する制度」と定義する。
- (4) 経済団体連合会「連結納税制度に関する提言」(一九九六年)、企業活力研究所「企業組織と税制の在り方に関する研究会報告書」(一九九六年)。日本租税研究協会からは、連結納税制度研究会・井上久彌編『連結納税制度の研究』(一九九二年)、井上久彌編『連結納税制度の個別問題研究』(一九九三年)が出されていた。なお念のため付言すれば、連結納税制度は、純粹持株会社のみに対して適用される制度ではない。
- (5) 税制調査会法人課税小委員会報告平成八年一月(一九九六年)の第2章12(3)⑦。なお、NTT分割に伴う時限措置として、平成九年度改正でNTT法附則一二条八項が設けられている。
- (6) 文献リストとして、増井良啓「持株会社と租税法——論点ノート——」[商事法務一四二八号七頁註3(一九九六年)]。
- (7) 増井良啓「会社間取引と法人税法——結合企業課税の基礎理論——」[法学協会雑誌一〇八卷三三三頁、四号四九三頁、五号六六一頁、六号九四四頁、九号一三七七頁(一九九一年)]。
- (8) 増井良啓「租税属性の法人間移転」[法学協会雑誌一二三卷三三三頁(一九九六年)]。
- (9) 増井良啓「連結納税制度の國際的側面——米国法を参考にした問題点の素描——」[ジュリスト一一〇四号三二九頁(一九九七年)]。

二 課税単位設定の評価基準

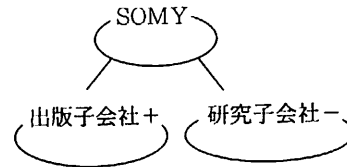
(1) 現行法人税法の下での事業部形態と子会社形態の選択



法人税法の最も基本的な構成要素は、課税ベース・税率・課税単位である。現行法人税法上、課税ベースは、法人所得、すなわち、株主 (equity holder) に生ずるリターンと定義されている (法人税法二二条)。税率は、三七・五パーセントの比例税率である (法人税法六六条一項)。ただし、二項・三項で軽減税率が定められている⁽⁹⁾。そして、課税単位としては、納税義務者である内国法人等が、それぞれ個別に税額を算定するたてまえがとられている (法人税法四条)。このように、現行法は私法上の法人格と法人税額算定単位とを一对一で対応させており、連結納税制度を有していない⁽¹⁰⁾。

このような現行法の下では、事業部形態と子会社形態との間で、次のような差異が生ずる。いま仮に、SOMYという会社が、出版事業と研究事業をおこすものとする。図1では、会社内部に出版事業部と研究事業部をおき、独立採算制をとる。この場合、出版事業部が黒字で、研究事業部が赤字であっても、この黒字と赤字は通算できる。なぜなら、現行法人税法は個別法人単位で税額を計算するから、両事業部が同一法人の内部にあるかぎり一つの計算単位のなかに入るからである。これに対して、図2では、SOMY社が出版事業と研究事業を分社化し、それぞれ完全子会社の形で所有する。この場合、黒字の出版子会社は、独立の納税義務者として、法人税を納付しなければならない。また、赤字の研究子会社は繰越欠損金をかかえることになり、後の年度に黒字がでるまで欠損金を利用できない。このよ

図2 子会社形態



うに、分社化を選ぶと、社内部門での経営を選ぶよりも、欠損金の扱いという面で、法人税法上不利に扱われる。

近年の連結納税制度の導入論は、ほぼ例外なく、右の取扱いの差異を問題にしている。たとえば、「分社化を選ぶか、社内部門での経営を選ぶかといった選択に対し、本来、税制は中立であるべきであり、事業形態によって税制上の不利益が生ずることがあってはならない。親子会社の経済的一体性を重視した税制として、連結納税制度を早急に導入すべきである。」と主張される⁽¹¹⁾。この主張において「中立」の語が用いられているように、ある取扱いの差異を批判ないし擁護するには、評価基準が必要である。そこで、本論に入る前に、連結納税制度の導入を評価する基準につき次に一言する。

(10) 増井・前註(7)・三二六頁。

(11) 経団連・前註(4)。また、関哲夫「企業行動と法人課税」租税研究五一号四三頁(一九九六)。

(2) 限定的中立性概念

一般に、望ましい税制の条件としては、公平・中立・簡素があげられる⁽¹²⁾。このうち、租税負担の公平の基準については、あらゆる租税負担は効用の削減という形で個人が負うと考えると、租税負担の公平は生身の人間に即して議論すべきであり、法人に即して判断すべきものではない⁽¹³⁾。また、簡素の基準の大部分は、中立の基準に還元される⁽¹⁴⁾。そこで以下では、中立性の基準に着目する⁽¹⁵⁾。

課税の中立性という概念は抽象的であるから、政策論への適用にあたっては、その内容を具体的に定義する必要がある。この点、従来の議論では、厳密な定義の必要性が必ずしも十分に認識されてこなかった。しかし、この点を明確にしておかないと、議論がすれちがい、混乱をよぶ⁽¹⁷⁾。

課税の中立性の概念は、課税が何に対して中立的かという観点から、二つに区別できる。第一は、すべての経済主体のいかなる行動に対しても課税が全面的に無差別中立であるという「全面的中立性概念」である。全面的中立性

は、厳密な意味においては、達成することができない。なぜなら、政府が存在し、したがって租税が存在する限り、人々の行動は課税により何らかの影響をうけるからである。たとえば、連結納税制度を設けたとしても、もともと法人税自体が法人形態の事業を重課している以上、全面的な中立性は達成できない。かりに法人税を廃止して消費型付加価値税にしたとしても、消費型付加価値税が消費を重課している以上、課税が全面的に中立的になるとはいえない。さらには、人頭税ですら、子供を産むか産まないか・生きるか死ぬかという選択に影響しうる。このように、全面的な中立性概念は、厳密に論理展開すると、概念矛盾に陥る。⁽¹⁸⁾

全面的な中立性が成り立たないとすると、中立性の概念については、限られた領域にしばって論じる他はない。これが、第二の「限定的中立性概念」であり、ある経済主体の特定の行動に着目して、それに対して課税が無差別中立であるかどうかを問題とする。いわば、「何に對する」中立性を定義して、限られた土俵で目標をたてる考え方である。右にみた連結納税制度導入論も、事業部形態と子会社形態の間の選択に視点を限定して、異なる取扱いが課税の中立性に反する、ゆえに望ましくないと論じている。これは、事業形態の選択の一つの局面にだけ着目した立論であるから、まさしく「限定的中立性概念」にてらした判断である。この例から容易に判明するように、限定的中立性概念には、何に對する中立性であるかという限定の仕方に応じて、無数のバリエーションがありうる。

なお、このような意味における限定的中立性は、「等しいものは等しく扱え」という命題とほとんど同じであり、従来「水平的公平 (horizontal equity)」と称されてきた概念と類似している。しかし、水平的公平という概念が成立しうるかどうかについては、有力な論者の中で論争が戦わされており、筆者も別途検討を加える予定である。⁽²⁰⁾

右の理由から、以下では、連結納税制度の導入論を評価するにあたり、限定的中立性の角度から議論を進める。

(12) たとえば、税制改革法三条は、「税負担の公平」「税制の経済に対する中立性」「税制の簡素化」を基本原則としている。基本法の

位置づけについては、小早川光郎「行政政策過程と『基本法』」成田頼明先生退官記念『国際化時代の行政と法』五九頁(一九九三)。

(13) 増井・前註(7)・三七九頁註(78)。

(14) この点については、シンポジウムの席上、北野教授から批判をいただいた。本号九六頁。なお参照、北野弘久「税法学原論(第四版)」一四二頁(一九九七年)。

(15) 増井良啓「簡素」は税制改革の目標か「国家学会雑誌」一〇七巻五・六号(三〇頁)(一九九四年)。

(16) 同旨、中里実「法人課税の再検討に関する覚書——課税の中立性の観点から——」租税法研究一九号一頁(一九九一年)。ただし、筆者は、「中立」が唯一無二の目標であるとするのではなく、「公平」や「簡素」の観念に充填された多面的な価値を考慮に入れることをむしろ望ましいことと考えている。たとえば、「垂直的公平」との関係では、法人税の最終的な帰着先をにらんで再分配の問題を考える必要がある。そのためには、人々がどのように租税を負担しているかを正確に認識することが前提となる。この点については、増井良啓「論文紹介 Michael J. Graetz, Paint-by-Numbers Tax Lawmaking, 95 Colum. L. Rev. 609-82 (1996)」一九九六アメリカ法三四三頁。

(17) 岩崎政明「企業行動と租税」『岩波講座現代の法8 政府と企業』一三〇頁(一九九七年)も、「これまで、人々は、『投資に対する課税の公平・中立性』を普遍的なものとして考えがちであった。しかし……投資形態においても、投資の行われる国によって左右されない普遍的な『公平・中立』を達成させる課税ルールを構築するのは、現状では、絶望的といわざるをえない。」と正當に指摘する。なお、中立性に関する本稿のスタンスは、佐藤英明「みなし法人課税制度に関する一考察(下)」神戸法学雑誌三九巻二四二七頁註(27)(一九八九年)の批判を免れている。

(18) 岡村忠生「タックス・シェルターの構造とその規制」法学論叢一三六巻四・五・六号(三〇三頁)(一九九五年)も、「セカンド・ベスト・アプローチからは、いかなる結論も、限られた一定の枠組みの中でだけ妥当するのであり、その外からの攻撃には耐えられないのである。」と指摘する。

(19) 金子宏「税制と公平負担の原則——所得税を中心として——」『所得課税の法と政策』一頁(一九九六、初出：一九七二年)。

(20) Kaplow, Horizontal Equity: Measures in Search of a Principle, 42 National Tax Journal 139 (1989); Musgrave, Horizontal Equity, Once More, 43 National Tax Journal 113 (1990)。

三 法人税における欠損金の取扱い

(1) 立法政策の類型

先にみたように、経済界が連結納税制度に期待している核心の問題は、欠損金の扱いである。そこでまず、欠損金の扱いについて、ありうべき立法政策を類型化してみよう。

現行法上、欠損金の繰戻しによる税額の還付(法人税法八一条)は、停止されている(租税特別措置法六六条の一四)。欠損金は、将来の五年間にわたって繰越控除が認められるのみである(法人税法五七条)。この繰越控除の制度は、明治三二年の法人所得税導入当初から存在する制度であり、ながい歴史をもつ。だが、理論上は、繰越控除だけが想定しうる唯一の立法政策というわけではない。

いま、立法政策の両極端を想定する(図3)。一方の極にあるのは、①欠損金の利用は各年度で打ち切って、繰越・繰戻しを一切みとめないという制度である。大正一五年から昭和一四年の間、日本ではこの取扱いがとられていた。他方の極に位置するのは、②ある法人に欠損金が生じたその年度に、欠損金の金額に税率を乗じた額を還付するという制度、すなわち「完全還付制度」である。③現行法の取扱いは、この両極端の中間に位置づけられる。

①各年度打ち切り

(2) 完全還付制度

完全還付制度をとった例は、古今東西を見渡しても、存在しない⁽²¹⁾。しかし、完全還付制度は、理

論的には純粹な形であるから、制度設計のための座標軸になる。たとえば、先にあげたSOMY社の設例でいえば、完全還付制度の下では、分社化した黒字の出版子会社は法人税を納付し、赤字の研究子会社は税額相当分を還付され

図3 法人税における欠損金の扱い

欠損金の利用可能性小 ← → 欠損金の利用可能性大

③現行法

②完全還付制度

る(図2)。その結果、SOMYグループ全体でみた法人税額は相殺され、子会社形態と事業部形態とが中立的に扱われる。こうなるのは、完全還付制度が黒字と赤字を対称的に扱っているからである。

ここで、ひとつ注意しておくべき点がある。欠損金の扱いについて完全還付制度をとったとしても、法人税の他のしくみが歪んでいた場合、結局のところ企業行動に対してひずみを与えてしまう。たとえば、現行法人税法上、会社が社債で資金を調達する場合支払利子を控除できるが、株式で資金調達すれば支払配当は控除できない。社債と株式との間のこのような課税の非中立性⁽²²⁾を残留させつつ、それに加えて完全還付制度を採用すると、会社が社債権者に対する支払利子を控除し、赤字が発生すればたちまちその租税価値分が還付されるから、社債発行がさらに有利になる⁽²³⁾。このような事態は、課税の中立性の概念が、限定された局面における特定の選択肢間の比較の上ではじめて機能することのあらわれである。

(21) その理由については、増井・前註(8)・三八七頁以下。そこで指摘した点の他にも、納税者と税務署との間で情報が不均衡である点が、納税者による完全還付制度の濫用の原因として想定されなくもない。しかし、principalとしての税務署と、agentとしての納税者との間のagency slackは、還付制度をとるか否かにかかわらず、申告納税制度をとるかぎり、必ず存在する(現行法の下での過少申告一般を考へよ)。それゆえ、情報の不均衡による納税者行動の歪みは、必ずしも完全還付制度に特有の難点ではない。

(22) これは、法人レベルの話である。個人と法人をあわせて考えた場合、および、国内投資と国外投資を含めて考えた場合については、岩崎・前註(17)・二二二頁、自己資本と他人資本の区分に伴う問題について一般的に、水野忠恒「アメリカ法人税の法的構造」四九頁(一九八八年)、岸田雅雄「会社税法」二二二頁(一九九七年)。

(23) 増井・前註(8)・三八三頁。この他にも、投資やリスクテイキングなどについて、完全還付制度を座標軸として、課税の企業の行動への影響を考へることができる。同・三七七頁以下。

(3) 欠損金利用価値の法人間共同利用

現行法の繰越控除制度の下では、ある法人が欠損金を利用できるのは、後の年度になってからである。また、五年

以内に黒字が発生しなければ、結局のところ利用できない。そのため、先の設例のように、子会社形態の場合には、ひとつの子会社の黒字といまひとつの子会社の赤字をその年度のうちに法人間で損益通算したいという納税者の願望が生ずる。これはつまり、欠損金の利用価値を二つの法人間で共同利用したいという希望に他ならない。

欠損金利用価値を法人間で共同利用するための手法には、いくつかのものが存在する。たとえば、黒字会社から赤字会社への所得振替、新株発行による受取配当益金不算入規定の利用、資産リースによる減価償却分の価値の移転、会社組織の再編成等である。⁽²⁴⁾ これらが納税者の取引によるものであるのに対して、連結納税制度は、欠損金利用価値の法人間共同利用を正面から制度化するものである。このように、連結納税制度は、繰越控除制度の下で、欠損金の利用範囲を法人グループに拡大するひとつの手法と位置づけることができる。

欠損金の利用範囲の人的拡大を評価するにあたっては、それをもってただちに税制の経済活動に対する中立性の回復とみるのではなく、⁽²⁵⁾ いかなる状況の下で・何に対する中立性が・どのような形で問題にされているかを、具体的な手法⁽²⁶⁾ごとに検証する必要がある。連結納税制度の評価も、その例外ではない。

なお、欠損金利用価値の利用手法の多様性という観点から注目されるのは、近年の米国で、single-member LLCs——私法上有限責任を享受しつつ租税法上は事業部門同様に課税される主体——の登場により、連結納税制度を用いずに欠損金を利用する可能性が報告されていることである。⁽²⁷⁾

(24) それぞれの実例や、欠損金以外の勘定項目もふくめた評価については、増井・前註(8)・三九八頁。

(25) この点が、先駆的業績である中里実「法人課税の時空間(クロノトポス)——法人間取引における課税の中立性——」杉原泰雄教授退官記念論文集「主権と自由の現代的課題」三六一頁(一九九四年)と比較して、本報告の新しい点である。

(26) 課税の中立性の概念を「限定的中立性」と定義する場合には、このようなアプローチが最も自然である。ただし、このような議論が、租税政策に関する不可知論と背中あわせになっている点については、増井・前註(8)・四二二頁。

(27) Axelrod, Are consolidated returns obsolete?, Tax Notes, January 6, 1997, 89. LITON(1)577. J. K. McNulty (増井訳)「合衆国における法人税所得税統合の提案(下)」ジュリスト一〇三九号(一九九四年)、日本租税研究協会「第四八回研究大会記録」一六一頁(一九九六年)、小野傑・渡辺健樹「租税法上の法人概念と先端的金融商品及び国際課税」金子宏編「国際課税の理論と実務」三四六頁(一九九七年)。

四 連結納税制度の役割

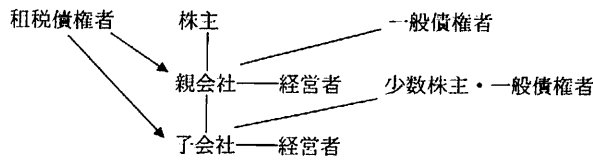
(1) 人的適用範囲のしぼりかた

それでは、欠損金利用価値を法人間で共同利用する手法として、連結納税制度を、どのように評価すべきか。この点について考えるにあたり、とりわけ重要な点は、連結納税制度の適用範囲が特定の法人グループに限られることである。

各国の連結納税制度は、出資割合で適用範囲を区切っている。たとえば米国では、子会社の議決権および株式市場価値のそれぞれ八〇パーセントを有してはじめて、連結申告を提出できる「関係法人グループ」になる。⁽²⁸⁾ 子会社が公開会社である場合、親会社の子会社を実質的に支配するために、そこまでの高い出資割合は必要ない。それにもかかわらず、きわめて緊密な資本結合関係を適用要件としているのである。米国の制度は、人的適用範囲にこのようなしぼりをかけた上で、「関係法人グループ」を一個の課税単位として扱うための精密な工夫をこらしている。たとえば、欠損金のみならず他のさまざまな勘定項目を連結して計算するし、グループ内取引にも課税繰延べを与える。もし仮に日本で米国型の制度を導入しようとするならば、グループの一体性を担保するために、人的適用範囲をかなり狭くしておく必要が生ずるであろう。

しかし、米国型の精密な制度をとらない場合でも、やはり適用範囲は無制限というわけにはいかない。なぜなら、

図4 親子会社の利害関係人との関係



子会社に少数株主がいると、会社法上不都合な問題が生ずるからである。連結納税制度の適用によって税額が変動する場合、節税分や増税分を親子会社で適正に分配しなければ、少数株主の利益が害されてしまう。この少数株主の問題を回避するための方法としては、三つのものがありうる。第一は、完全子会社に限定するという方法である。⁽²⁹⁾ この場合、定義上完全子会社には少数株主が存在しないから、問題が消失する。第二は、ドイツの機関制度のように株式法上の少数株主保護規定において商法上しほりを受け、それに法人税法上の要件を連動させる方法である。⁽³⁰⁾ ドイツでは、出資要件は、議決権の五〇パーセントまで低くなっている。第三は、持株比率で所得を合算する方法である。⁽³¹⁾ この方法では、子会社は従来どおり個別申告を続け、調整するのは親会社においてのみであるから、子会社の少数株主は不利益を被らない。

このように、一方で、米国型の本格的な制度をとると適用範囲が狭くなり、他方で、少数株主の利害に配慮しつつ人的適用範囲を広くすれば個別申告に若干の修正を加えた程度の制度になる。⁽³²⁾

(28) 増井・前註(7)・九七七頁。

(29) 経団連・前註(4)の提言は、完全子会社に限定している。

(30) 増井・前註(7)・六八〇頁。

(31) 企業活力研究所・前註(4)の第三案、中里美「持株会社と課税」資本市場二二八号四頁(一九九六年)。

(32) 本文では、連結納税制度の人的適用範囲に関して、子会社少数株主の利害にのみ言及した。この視角を展開すると、租税債権者としての国と親子会社の利害関係人一般との関係の分析が必要であるとわかる。図4は単純化された模式図にすぎないが、すでに多くの関係者がそれぞれ principal-agent の関係にある。特定の課税ルールをとることがそれぞれの相互関係に及ぼす影響を及ぼすか(たとえば連結納税制度は親子会

社の経営陣の会計処理に及ぼす誘因を及ぼすか等)について、さまざま仮説が可能である。次の文献をてがかりとして、今後研究を進めたい。O. Hart, FIRMS, CONTRACTS, AND FINANCIAL STRUCTURE (1995); Kanda, Taxes and the Structure of Japanese Firms: the Hidden Aspects of Income Taxation, 74 Washington University Law Quarterly 363 (1996); Cooper, Analyzing Corporate Tax Evasion, 50 Tax Law Review 33 (1994); Repetti, Corporate Governance and Stockholder Abdication: Missing Factors in Tax Policy Analysis, 67 Notre Dame Law Review 971 (1992)。

(2) 分社化促進税制

したがって、課税の中立性との関係では、次の評価が可能である。連結納税制度の人的適用範囲に限られる以上、連結できるグループと連結できないグループとの間の不均衡が残る。たとえば、完全子会社のみを連結対象に含める場合、持分割合が一〇〇パーセントに満たない子会社には連結納税制度が適用されない。そうすると、連結納税制度の導入によって、完全子会社形態を選択するよう税制上の誘導効果が生じる。このような非中立性は、欠損金の繰越控除制度の下では不可避である。この意味で、連結納税制度は、欠損金を利用できる人的範囲を現行法に比べて若干拡大し、線引きの場所をずらす機能をもつ。特定形態の分社化を促進するのである。⁽³³⁾

なお、人的適用範囲に関係しては、連結納税制度の中に外国子会社をとりこめるかどうか、ひとつの論点である。⁽³⁴⁾ 米国の経験は、一定の外国法人を内国法人とみなす立法が技術的に可能であったことを示しているが、他面では欠損金の二重控除等の問題点が発生した。⁽³⁵⁾ もしこのような問題点を嫌い、外国子会社を適用対象から外すことにすると、内国子会社と外国子会社との間で異なる取扱いが残り、内国子会社形態についてのみ分社化を促進する税制となる。

(33) 税制調査会・前註(5)・第2章12(3)⑤ロも、課税の中立性に関して、本文で述べたところと類似した発想をとっている。い

わく、「連結納税制度の導入により親子会社形態と事業部形態との間の税負担のバランスに配慮する反面、子会社形態で事業を行う場合と複数の出資者が法人を設立した場合では、税負担に差異を生ずる。」⁽³²⁾ 惜しむらくは、引用部分の後段は、比較の対象を誤っている。そのため、「親子会社の経済的一体性に着目する連結納税制度においては、複数の出資者による会社設立の場合に適用されないのは当然と考えてよいのではないか」(同⑥)という反論をうけた。真の問題は、「持株会社形態と複数出資者形態との間の税負担の差異」にあるのではなく、欠損金の利用が可能な人的範囲について線引きの場所が恣意的な形で残ることにある。なお、あらゆる租税負担は個人が負うという本稿の前提からすると、引用文の「税負担」という表現は不正確である。正しくは、租税効果(キャッシュフローの減少)と表現すべきところであろう。

(34) 税制調査会・前註(5)・第2章12(3)⑤ロも、「海外子会社も連結しなければ徹底しないが、課税権の問題等からそれは事実上困難である。」としている。

(35) 増井・前註(9)。連結納税制度の国際的側面については、シンポジウムの席上、山田・村井・駒宮・中里各教授のご教示を得た。本号一〇二頁。今後の検討の方向としては、外国子会社についても、その日本源泉所得を連結対象に加える方法が可能かどうかを考慮すべきであろう。もっとも、内国法人と外国法人に対する課税ルールがそもそもかなり異なる以上、外国子会社を除外することは企業行動に対してさして影響を及ぼさないかもしれない。

(3) 中立性の観点からの総括と補足

以上を約言する。事業部形態をとっても子会社形態をとっても同じように欠損金を扱うための手段として、連結納税制度は役にたつ。その目的だけのためならば、米国型とは異なる簡易な制度も設計できる。ただし、連結納税制度の人的適用範囲が限られる以上、他の意味における非中立性が残る。

このように考えると、課税の中立性という観点からは、連結納税制度にバラ色の期待をもつことはできない。むしろ、法人税制のより構造的なバイアスの治療のほうが先決ではないか。

右に三点補足する。

第一は、課税の中立性に関する机上の推論と、現実の企業行動との乖離の可能性である。連結納税制度を有する米国においても、シリコンバレーの新規ベンチャー企業の大多数は、連結納税制度を利用しないまま、個別法人形態で営まれているという⁽³⁷⁾。このような事業形態は、欠損金租税価値の利用という点では、一見して明らかに非合理的である。いかなる理由によりこのような事態が発生しているかは、きわめて興味深い研究対象である⁽³⁸⁾。その背景がいかなるものであるにせよ、机上の想定ないし表向き⁽³⁹⁾の建前以外の要因により企業が行動する可能性に対しては、日本の企業行動を観察する上でも常に注意が必要である。

もっとも第二に、右のようにいうことは、課税の中立性の基準に意味がないとか、租税効果に関する理論的検討が無益であるなどということの意味するものではない。企業組織がどういうメカニズムで形成されるかについては、さまざまの理論が百花繚乱の状態⁽⁴⁰⁾で競っている。なぜ持株会社を使うか、あるいは、なぜ分社化するかといったもっとも基本的な点が、まだ多くの謎につつまれている。ましてや、そのような企業行動に与える租税の影響については、ようやく基本的な分析装置が開発されつつあるにすぎない⁽⁴¹⁾。法律家も、企業行動に関する理論動向を咀嚼し、未解明の沃野に虚心に取り組むべきであろう⁽⁴²⁾。

ところで第三に、以上論じたところは課税の中立性の観点からのみの考察であって、そこから政策論上の結論に至るためには、さらにいくつかの段階を踏まねばならない。まず、連結納税制度自体の問題として、地方税との関係や、事務負担の問題、税収効果の予測が重要である。しかしおそらく、より重要なのは、日本の企業システムの構造調整との関係であろう。たとえば、日本で新しい事業が伸びる形としては、既存企業による関連会社設立という形が多いといわれる⁽⁴³⁾。もし今後ともこういった分社化が日本経済のダイナミズムを維持していくとすれば、分社化を誘導する特別措置の一環として欠損金の共同利用措置の可否を検討する必要があるであろう。と同時に、もちろん他方では、連結納税制度が競争政策や労働関係に与える影響を考える必要もある。このように、「最終的な結論に至る過程で

は、租税政策と他の政策領域とが融合せざるをえない。

- (35) Bankman, The Structure of Silicon Valley Start-Ups, 41 U. C. L. A. Law Review 1737 (1994).
- (38) Bankman・前註(37)・一七六頁は、①弁護士や公認会計士への支払コストの軽減、②AMTや passive loss rules により別の形態をとっても節税額が小さいこと、③業界の伝統、④特異な投資家選好、⑤ストロング・フォームの効率的市場仮説と合致しない行動をあげている。なお、新規設立されたハイテク会社に対する米国内国蔵入法典上の繰越欠損金の扱いの改善策を説くものとして、Parker, The innocent civilians in the war against NOL trafficking: section 382 and high-tech start-up companies, 9 Virginia Tax Review 625 (1990).
- (39) 日本企業が純粋持株会社形態を用いて具体的にどういうことがしたいのか、本音のところではよくわからないところもあると識者は指摘している。たとえば、江頭憲治郎他「新春座談会わが国会社法制の課題——二世紀を展望して——」商事法務一四四五号一七頁(一九九七年)。
- (40) 青木昌彦・奥野正寛編著「経済システムの比較制度分析」(一九九六年)、伊藤秀史編「日本の企業システム」(一九九六年)。なお、坂本恒夫・佐久間信大編「企業集団研究の方法」(一九九六年)。
- (41) 米国の市場に關して、M. S. Sholes and M. A. Wolfson, TAXES AND BUSINESS STRATEGY——A PLANNING APPROACH (1992).
- (42) もっとも、税制調査会・前註(5)・第2章12(3)③および④は、連結納税制度の検討に際して、むしろ「国民一般の視点」ないし「国民一般の受け止め方」に力点をおいている。ここにいう「国民一般の視点」が、素朴な法人実在説や一九七〇年代以前の租税論をさすものであるとすれば、研究成果の世論ないし政策立案過程へのフィードバックの失敗を意味しており、残念である。
- (43) 経済白書・前註(2)・三八四頁。一九九一年から九五にかけて新規に東京証券取引所に上場した企業一四社のうち、四三社(三七・七パーセント)が、既存の上場会社の関連会社であった。

五 おわりに

あるシステムは、別のシステムとの相互関係の中で機能する。このことは、⁽⁴⁴⁾税制内部のサブシステム相互間についても妥当するし、租税システムと他のシステムとの関係についてもあてはまる。今回の連結納税制度導入論は、法人税の課税単位と法人税制一般との一筋縄ではない関係、あるいは、法人税の課税単位と日本の企業システムとの精妙な関係を再認識させる良い機会であった。これを契機として、技術的表層のみにとどまらない、税制内外の他のシステムとの関係に着目した一歩深い理論的・歴史的研究が要請されているものと感ずる。

(44) 米国における連結納税制度も、時の政治経済の流れの中で、他の制度との微妙な相互関係を保ちつつ導入され、廃止され、再導入された。みよ、社会史の観点を生かした畠山武道「アメリカに於ける法人税の発達——法人―株主―課税を中心に——」北大法学論集二四巻二号二六九頁および二六巻二号一七九頁(一九七三および七八年)。